

## 広島県告示第72号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成29年2月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区大深町3番1号 株式会社ダイセル 代表取締役 札場 操
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市東栄二丁目1番4号 株式会社ダイセル大竹工場

### 2 申請の内容

37-タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を廃止するとともに、37-タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を設置する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 37-タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設1基 廃止

(その2) 新設

種	類	37-タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設 (入出荷施設 No. 3 スクラバー)
能	力	排水量4.0m <sup>3</sup> /日
工期	工事着工予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後150日

等	使用開始予定年月日	平成29年9月		
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時から17時, 連続4時間 (なし)		
	項目	通常	最大	
使用の方法	排出される汚水の状態	水素イオン濃度 (水素指数)	7	6
		化学的酸素要求量	420	420
		浮遊物質	1	1
		窒素含有量	0	0
		りん含有量	0.1	0.5
		油分	0.1	1
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	4.0	4.0
	汚水等の排出先	第一排水口		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年2月20日から平成29年3月13日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市市民生活部環境整備課